

広島県水道広域連合企業団告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第152条第1項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団企業長職務代理者を次のとおり定める。

令和7年11月28日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯崎英彦

1 広島県水道広域連合企業団企業長職務代理者の職名及び氏名

広島県水道広域連合企業団企業長職務代理者

広島県水道広域連合企業団副企業長 伊達 英一

2 職務代理期間

令和7年11月29日から広島県水道広域連合企業団規約（令和4年11月18日総行市第130号）第12条第1項の規定に基づく当選人が定まるまで

3 設置の理由

企業長の任期が令和7年11月28日をもって満了するため